



令和 4 年 2 月 1 6 日

岩倉市議会

議長 伊藤 隆信 様

会派名 創政会

受講者名 井上真砂美

### 研修受講報告書

このことについて、下記のとおり受講しましたので報告いたします。

#### 記

- 1 実施日 令和 4 年 2 月 1 日 ( 火 )
- 2 研修先 レヂヤン春日井  
春日井市鳥居松町2丁目247
- 3 出席人数及び氏名

1 名	井 上 真砂美	

- 4 復命事項

別紙のとおり

## 研修報告書

2022 年 新人からベテランまで自治体議会特別セミナーin春日井

日時:令和4年2月1日(火)13:30~

場所:レディヤン春日井

春日井市鳥居松町2丁目247

参加者:創政会 井上真砂美

### 「議員の資質向上と議会運営の基本」

講師;自治体議会研究所 代表 高沖秀宜氏

議会事務局研究会共同代表・元三重県議会事務局次長 1953 年生まれ、  
京都大学法学部卒業。2002 年 4 月から三重県議会事務局で、政策法務監・  
政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。

#### I 議員の資質向上【議会の役割・機能】

○「憲法 93 条に 議事機関として議会を設置する。」と明記してある。

議会は住民の代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、いかに

「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

「民意」を正確に捉えることが重要である。

#### II 議会運営の基本

○「二元代表制」

市長・議員はともに別々の選挙において選ばれた。役割が違う。

議会は、市長及び執行機関から上程された「予算案・議案等」を審議・熟議し評価し、修正案を出したり、政策提案・提言機能を行ったりすることまでできるとよい。

### Ⅲ 議員力・議会力の強化

○議会力；政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動

○議員力；地域の課題を把握し、解決を目指して調査し、政策を構想する能力・活動

◎一人の議員としての議員力を高めると共に、「機関としての議会」としての役割（過半数の議員の賛成が必要）を果たす必要がある。

### Ⅳ 監視機能の強化、一般質問の反映と充実

○ 一般質問の追跡調査の必要性

「検討する」「検討したい」の回答の場合の追跡調査が必要。「質問」を「棚上げ状態」で放置しないように取り組むべきである。

○予算委員会、決算委員会

予算と決算の審議を連動させ、決算審査でどう反映されたかをチェックする。疑義のある事業については議員間討議を重ね、議会としての意思を示すべきである。

## V 政策提案・政策提言機能の強化

○政策立案；市政における課題解決を図るため、政策を構想し、実現に必要な仕組に関する条例を議会に提案すること

○政策提言；市政における課題解決を図るため、必要と思われる政策を提言書としてまとめ、市長等に対して、提言書の提出をもって提案すること。

○一般質問のレベルを上げることで、議員力・議会力のアップへ結びつける。

### ○通年制議会

通年議会は、議員同士の議論を重視する点にその神髄はある。議会活動のパワーアップとスピードアップ、議会と執行部との間に緊張感がうまれる。

## VI コロナ禍の議会運営 危機管理；流会を防ぐために

### ○オンラインによる委員会・本会議の開催について

委員会条例の一部改正（2021年3月）

第15条の2・・・映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（オンライン）を活用した委員会を開催することができる。次の（1）（2）の場合も必要である。

（1）災害の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により・・・

（2）育児、介護等のやむを得ない事由により・・・

◎【取手市議会の実例】議会基本条例の一部改正

## (情報通信技術の活用)

第 22 条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由等により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

⇒「議会改革の継続」には、本会議の開催も含まれるのではないか。

## 所感

○デジタル庁が DX (デジタルトランスフォーメーション) 化の旗振り役となることで、世の中が大きく変化していくことが予想される。今後のデジタル化による社会の変化についていくためにデジタル庁や DX について調べてみた。

### エストニア共和国の基本情報

エストニアはバルト三国\*の一国で、人口約 132 万人 (2019 年 1 月時点)、面積は日本の約 9 分の 1 程度の 4.5 万平方キロメートルの小国。首都はタリンで、タリン歴史地区 (旧市街) は 1997 年に世界遺産に認定されている。主要産業は製造業や発電用のオイルシェールであるが、エストニア政府は IT などのイノベーション産業の誘致・育成を積極的に行っているのが特徴。また、エストニアは国策として IT 立国化を進めており、電子政府、電子 ID カード、ネットバンキングなどの普及が顕著。さらに、エストニアは国政選挙を電子投票で行える世界で唯一の国としても知られている。

\*バルト海東岸のエストニア・ラトビア・リトアニアの三共和国のこと。

### 電子政府エストニア

エストニア国民の 98% が電子 ID カードを所有している。エストニア政府はこの電子 ID カードによって、国民の名前や住所、生年月日などの基本情報のほか、どの分野の教育を受けているのか等の情報を把握することが可能になる。この電子 ID カードを所有しているとエストニア政府が提供する様々なオンライン行政サービスを受けることが出来る。エストニア政府が提唱する概念として "e-estonia" というものがある。"e-estonia" とは政府が国民に電子的な手段を提供することで行政手続きを効率化する動きを総称したものである。"e-

estonia”を構成する要素は複数ある、その中でも特徴的なものをご説明する。

### ① e-identity

エストニアでは誰でも電子 ID カードを発行することができます。実際にエストニア国民の 98%がこの電子 ID カードを所有している。電子 ID カードを所有すると国民健康保険が利用できるほか、身分証明ができ、国政選挙の電子投票に参加することもできる。このように、電子 ID カードひとつでさまざまな行政サービスを受けられることから、エストニアは世界で最も先進的な電子 ID カードシステムを構築していると言える。

このような取り組みは自国民だけでなく、他国民にも及ぶ。それはエストニアの最も画期的な政策ともいえる制度、e-Residency です。この制度は世界中のエストニア非居住者に対して電子 ID を発行して、エストニアの電子行政サービスを提供するものである。電子 ID を所有すれば以下のことができるようになる。

- オンライン上で世界中のどこからでも短時間で会社を設立できる
- ビジネス用の銀行口座の開設ができる
- オンライン上で納税ができる

上記のサービスは合計 165 カ国約 6 万 2 千人に利用されている。特に会社設立についての手続きの簡素さやコストの低さが評価され、1 万社以上がこの制度を利用して設立している。また、2018 年には起業しやすい国第 1 位に輝いた。

### ② e-governance

エストニアは世界で唯一行政手続きの 99%をオンライン上で完結できる国である。行政手続きをオンライン化したことによって年間で 844 年分の労働時間の削減が可能になったとのことである。e-governance のなかでも特徴的なのは国政選挙の電子投票である。エストニアでは 2005 年から国政選挙での電子投票を実施しており、世界で初めてこの制度を導入した国として知られている。現在ではエストニア国民の 44%がこの電子投票制度を利用している。この制度を活用すると世界中のどこからでも選挙に参加することが可能になる。

### ③ e-healthcare

エストニアではヘルスケアの分野でも電子化が進んでいる。ヘルスケア関連のデータの 99%がデジタル化されており、e-health record というデータベースを利用して個人の健康情報を管理している。e-health record の画期的なところは、個人の情報をそれぞれの医療機関が共通して利用できるデータベースに格納している。このデータベースにより、初診でも医師が問診せずに、患者の血液型やアレルギーの有無などを知ることができる。この他にも容態が急変した患者が救急車を呼んだ際には、医師は現場に行くまでの間に患者の ID コードを使って健康情報を取得でき、現場に到着したときに迅速かつ適切な対応をとることが可能になる。

◎エストニア政府の先進的な取組み。国民のさまざまな情報をデータベースで一元管理し、あらゆる分野で活用しているのが印象的である。

我が国日本でもマイナンバーカードを利用した個人情報の一元化を目指しているが、2019年4月時点でのマイナンバーカードの交付率は13%に留まっている。マイナンバーカードを普及させる方法を考察するにあたって、99%の普及率を誇るエストニア政府の電子ID制度は非常に参考になる。

日本も、国会でのオンライン審議の導入について与野党で議論すべきだとの認識があるし、緊急事態の際に議会の機能をどう維持するかとの観点からオンライン化の問題がある。憲法上、許容されるとすればどういう手続きが考えられるか。早急に検討しなければならない。

オンライン審議の必要性は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、これまでも議論されてきたが、総議員の3分の1以上の「出席」を求める憲法56条の規定がネックとなって実現していない。

民間のみなさんには出勤しないでテレワークでの仕事をお願いしている。国会でも真剣にオンライン国会について議論しなければならない。その大前提として憲法上の位置づけや許容性をしっかり憲法審査会、各議会で論議すべきである。